平成23年11月25日

各　位

会 社 名　　オリンパス株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　髙山　修一
(コード：7733、東証第１部)
問合せ先　　広報・ＩＲ室長　南部　昭浩
(TEL. 03-3340-2111㈹)

米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、米国ペンシルバニア州東部地区連邦裁判所（United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania）にファイリングされた平成23年11月14日付訴状により、下記の訴訟が提起されたことを当社子会社 Olympus Corporation of the Americas（本店：米国ペンシルバニア州）を通じて確認しましたのでお知らせいたします。なお、本年 11 月 25 日現在、当社はまだ本訴状の正式な送達を受けておりません。

記

１．訴訟の概要

原告（個人１名）は、2006年11月7日から2011年11月7日までの間に当社米国預託証券（ADR）を購入した全ての者を代表する集団訴訟として、当社並びに当社取締役マイケル・ウッドフォード、同菊川剛（平成23年11月24日付辞任）及び同髙山修一に対する訴訟をペンシルバニア州東部地区連邦裁判所に提起しました。

訴状によれば、原告は、当社が過去5年間以上にわたって、損失を隠蔽すること等により、その財務状態、収益等に関する重要事実についての虚偽の記載を行った、また、本年11月7日、当社が1990 年代頃から有価証券投資等に係る損失計上の先送りを行っていたこと等を公表したことにより、当社米国預託証券の価格が、本年11月8日には前日終値13.72米ドルから9.05米ドル（終値）まで下落し、本年11月10日までには6.00米ドルを下回る価格まで下落した為、損害を被ったと主張しています。よって、原告は、1934年米国証券取引所法第10条(b)項及び同証券取引所法規則10b-5に基づき、当社に対する損害賠償を請求するとともに、同法第20条(a)項に基づき、当社取締役マイケル・ウッドフォード、同菊川剛及び同髙山修一に対する損害賠償を請求するものであると主張しています。

なお、訴状の記載からは、請求額の総額は明らかではありません。

２．今後の見通し

本件訴訟は集団訴訟として提起されており、今後も同種の訴訟が提起されることによって原告が複数人となる可能性があります。当社は、原告の請求に対し、今後適切に対応していく所存であります。

当社米国預託証券の流通量は極めて限定的であるため（本年 11 月 23 日現在、1,080,854 株相当）、当社としては、現時点で、本件訴訟が当社の業績に与える影響も限定的であるものと認識しておりますが、今後の訴訟の経緯については、必要に応じて適時適切に開示してまいります。

以　上